

水路に設置する通路橋の設置基準

大牟田市が管理する水路に通路橋を設置し、水路を占用する場合の許可基準は次のとおりとする。

1. 通路橋の設置条件

(1) 通路橋による以外、他に道路と接続する方法がない敷地であること。ただし、以下の場合は設置できるものとする。

- ・交通安全上必要と認められる場合^{注1}
- ・土地の有効利用上必要と認められる場合^{注2}
- ・他の法令に基づく指導等により設置が必要とされた場合^{注3}

注1 敷地の接道箇所が通学路、交差点内若しくは横断歩道付近等にかかる場合又は幹線道路からの出入りの抑制の必要がある場合等

注2 出入口の分離、敷地間の往来に利用等

注3 建築基準法や消防法による場合（接道要件、二方向避難の確保等）

(2) 同一敷地に2以上の通路橋が必要な場合は、水路の維持管理上必要な開口部を設けなければならない。

(3) 通路橋は、やむを得ない場合を除き、水路の狭さく部、湾曲部、その他水路等の安全に支障を及ぼすおそれのある位置に設けないこと。

2. 通路橋の幅員

通路橋の幅員は、次表を標準とするが、地形条件上やむを得ない場合や他法令等で接道要件に関する基準が別に定められている場合等は、これによらないことができる。この場合、理由書及び車両の軌跡図、関係法令の規定等の参考となる資料を添付するものとする。また、水路管理者が必要と認めた時は、維持管理用の開口部を設置しなければならない。

規格	使用目的	幅員
I	歩行者・自転車の通行を目的とする。	2.0m以下
II	専ら個人の住居等への出入りに利用する小型自動車程度の車両の通行を目的とする。	4.0m以下
III	集合住宅や商業施設、工場等への出入りに利用する多数の車両や大型車両の通行を目的とする。	6.0m以下

3. 通路橋の構造及び強度

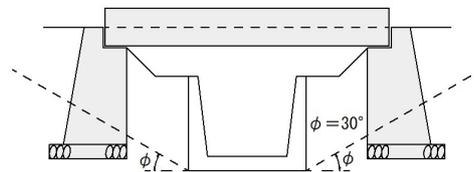
(1) 水路構造物に荷重をかけない構造とする。

(2) 通路橋の構造は、車両乗入れに耐えられる構造物とする。（ボックスカルバート構造で施工することもできるものとする。その際、ボックスカルバート自体の維持管理は占用者で行うこと。ただし、ボックスカルバートの大きさについては、幅は既設水路上幅以上、また、深さは既設水路深以上とする。な

お、既設水路との取り合い部分には、現場状況に応じ流水に影響を与えないよう十分な長さで、鉄筋等により補強を行い施工すること。)ただし、鉄板敷での占用は認めない。

- (3) 橋台の設置位置は、水路敷内への設置は認めない。ただし、道路側橋台は、既存水路構造物の状況により、既設水路壁を取り壊し、水路壁と一体的に施工することができるものとする。その際、水路壁自体の維持管理は占有者で行うこと。
- (4) 橋台の設置位置(深)は、水路構造物の河床から 30° 法線以下に設置することを原則とする。

(参考例)



- (5) 床版の設置位置は、流水河積を侵さない位置に設置するものとする。ただし、設置箇所の関係で流水河積を侵さないとは設置できない場合は、水路管理者と協議もうえ設置位置を決定するものとする。
- (6) 通路橋の詳細な構造及び強度については、水路管理者と協議のうえ決定するものとする。

4. その他留意事項

- (1) 改修計画がある水路等については、担当部署と協議すること。
- (2) 通路橋と道路側の取り合いについては、すりつけ範囲、勾配等について、道路管理者と協議すること。
- (3) 通路橋の設置により隣地への影響のおそれがあると認められる場合は、あらかじめ当該隣接所有者の承諾を得ること。
- (4) この設置基準に定めのない事項については、その都度、水路管理者と協議するものとする。